

# 労働・社保 適用関係完全マスター

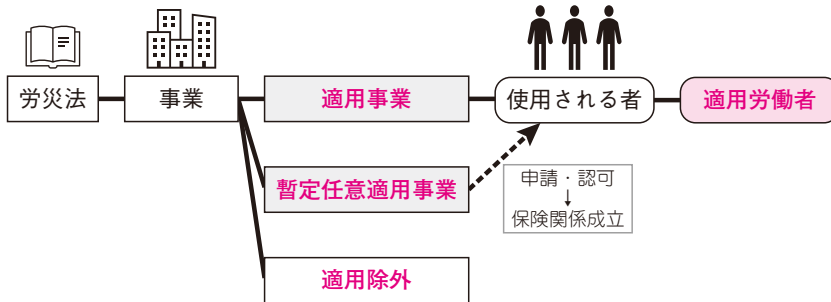
～適用事業・適用事業所と労働者・被保険者～

保険の適用関係（適用範囲）は労働・社会保険の重要項目です。本特集では「事業(所)単位での適用」「強制保険」という基本を踏まえ、事業(所)ーそこで使用される者(労働者・被保険者)という入れ子構造について、科目並行的に確認していきましょう。

社会保険労務士  
小林 勇  
(山川社労士予備校)



## 1 労働者災害補償保険法



### 適用事業

労働者災害補償保険は強制加入が原則で、労働者を1人でも使用する事業は強制適用事業（単に「**適用事業**」といいます）とされます。ただし、例外として、一部の事業については、当分の間、任意適用事業（「**暫定任意適用事業**」といいます）とされています。また、一部の事業については、労働者災害補償保険法が適用されません（**適用除外**）。

#### ①適用事業

労働者災害補償保険法においては、**労働者を使用する事業**が適用事業に該当します。適用事業については、その事業が開始された日に、労働者災害補償保険に係る保険関係が成立します。

#### ②暫定任意適用事業

次に掲げる**個人経営**の事業は、暫定任意適用事業に該当します。暫定任意適用事業については、労働者災害補償保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日に、労働者災害補償保険に係る保険関係が成立します。なお、適用事業に該当する事業が暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に厚生労働大臣の認可があったものとみなされるため、改めて加入の申請をすることは不要です。

農業	常時5人未満の労働者を使用し、主として危険又は有害作業を行わないときであって、事業主が特別加入していない場合
林業	常時には労働者を使用せず、かつ、年間の使用労働者延人員が300人未満の場合
水産業	常時5人未満の労働者を使用し、以下の漁船により操業するもの a) 総トン数5トン未満の漁船 b) 河川、湖沼で操業する漁船（総トン数不問） c) 特定水面で操業する5トン以上30トン未満の漁船

### ③適用除外

国の直営事業及び官公署の事業については、労働者災害補償保険法は適用されません（これらの事業については、公務員に関する災害補償制度が適用されます）。

### 👤適用労働者

**労働基準法上の労働者**（適用事業（保険関係が成立している暫定任意適用事業を含みます）に使用される者で、賃金を支払われるもの）は、労働者災害補償保険法における「**適用労働者**」です。適用事業に使用される者は適用事業に使用されるに至った日から、暫定任意適用事業に使用される者は労働者災害補償保険に係る保険関係が成立した日から、それぞれ適用労働者に該当します。

### ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 問題演習 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

**【問1】** 法人である事業主の事業であって、労働者を使用するものは、当該労働者の数が常時5人未満であっても、適用事業とされる。

**【問2】** 個人経営の飲食店の事業であって、労働者を使用するものは、当該労働者の数が常時5人未満である場合、暫定任意適用事業とされる。

**【問3】** 個人経営の林業の事業であって、労働者を使用するものは、当該労働者の数が常時5人未満である場合、暫定任意適用事業とされる。

**【問4】** 一般職の国家公務員については、労働者災害補償保険法が適用される。

**【問5】** パートタイマーとして適用事業に使用される者については、その者の1週間の所定労働時間及び1か月間の所定労働日数にかかわらず、労働者災害補償保険法が適用される。

**【問6】** 3か月の試用期間を設けて適用事業に使用される者については、その雇入れの日から起算して3か月を経過する日までの間は、労働者災害補償保険法が適用されない。